

見附市立今町中学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 31 日
見附市立今町中学校

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめが、生徒の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。いじめがその生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、学校においては、いじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。

(2) いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（いじめ防止対策推進法より）

(3) いじめの禁止

生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

(4) 学校及び教職員の責務

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、すべての生徒が安心して学校生活を送れるように、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、全教職員はいじめの未然防止、早期発見と早期対応、再発防止等、いじめ防止に努めるものとする。

2 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

- ① 本基本方針の取組を推進するために、いじめ対策委員会を設置する。
- ② いじめ対策委員会の委員は、学校運営協議会代表、民生児童委員代表、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭とする。
- ③ いじめ対策委員会はいじめ対策取組に必要な事項を審議する。また、校外の関係機関との連携を図る。

(2) 校内いじめ防止対策委員会（校内いじめ・不登校対策委員会）

- ① 校内にいじめ防止、早期発見早期対応、未然防止等に取り組む、校内いじめ防止対策委員会を設置する。また、この委員会はいじめ対策委員会の下部組織としての機能をもち、いじめ対策委員会の指導のもとに活動する。
- ② 校内いじめ防止対策委員会の委員は、校長、教頭、適応指導主任、社会性育成主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任とする。
- ③ 校内いじめ防止対策委員会は、いじめに関する実態調査、いじめに関する防止対策等に取り組み、いじめ防止対策の全校体制を構築する。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 社会性育成の充実

- ① 小中連携を推進し、9年間を見通した社会性育成プログラムを実践する。
 - ・ 自己有用感、人間関係づくりの能力、困難に対して他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度、規範意識の4つの社会性を醸成する。
- ② 核となる行事（体育祭・合唱コンクール等）やいじめ見逃しゼロスクール集会の取組に社会性育成の観点を設定し、生徒の社会性を育む。

(2) 授業改善と分かる授業の実施

- ① 授業における社会性育成に留意し、授業中に円満な人間関係を構築し、生徒の学習意欲の向上につなげる。
- ② 分かる・できる授業の実践に努め、生徒一人一人の達成感や充実感がもてる授業づくりにつとめる。

(3) 道徳教育の充実

- ① 道徳の授業を通して、生徒の自己有用感を高める。
- ② 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重や思いやりの心などを育てる。

(4) 学級経営の充実

- ① 生活アンケートや集団アセスメント調査結果を活用し、生徒の実態を把握した上で、よりよい学級経営に努める。
- ② ライフスキルを実施し、良好な人間関係をつくるスキルを身に付けるようトレーニングを行う。

(5) 相談体制の整備

- ① 集団アセスメント調査結果の活用を行う研修を進め、職員の生徒に対する対応力を高める。
- ② 毎月の生活アンケート後に、気になる生徒に対する学級担任による教育相談を行い、生徒理解に努める。
- ③ 心の教室相談員と県スクールカウンセラーとの相談が気軽にできるように、教育相談環境の整備に努める。

(6) ネットトラブル対応の充実

- ① ネットトラブルに関する啓発活動を生徒及び保護者対象に進め、モラルあるネット使用を推進する。
- ② ネットトラブルに関する研修を行い、職員の対応力を高める。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 生活アンケート・生活ノート（スタディライフ）の活用

- ① 毎月初旬に生活アンケートを行い、いじめにつながる兆候を掴む。そして、生徒との面談を通して、生徒の気持ちにより添い、思いや悩みを把握する。
- ② 生活ノート（スタディライフ）の記載内容を確認し、生活面の観察や級友の所見などを踏まえ、生徒の置かれている状況をしっかりと把握する。

(2) 教職員の情報交換と情報共有に努める

- ① 学年主任及び生徒指導主事に生徒の変化が伝わる体制を確立し、全校体制で情報が共有できるように、朝会や会議の場に情報交換の時間を設ける。

- ② 職員は知り得た情報を、学年主任または生徒指導主事に報告すること。両者が不在の場合は教頭に報告する。

(3) 保護者や地域との連携

- ① 保護者と学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。特に、保護者からの連絡や相談には誠実に対応し、迅速に調査や報告を行い、正しい情報を共有する。
- ② 学校運営協議会や民生児童委員会等との連携を図り、地域の情報を集めるとともに、情報を共有したうえで協働した取組を行う。

5 いじめへの早期対応

(1) 職員がいじめに関する相談を受けた場合は、速やかに管理職に報告する。

- 情報を集め、明確な事実の確認を行う。

(2) いじめが確認された場合は、校内いじめ防止対策委員会を開き対応を協議する。

- ① 正確な事実調査のもと全体像を把握する。
- ② 生徒のケアなど、緊急に対応すべきことを決定し、実行する。

(3) いじめ対策委員会（校外の専門家を含む会議）を開催し、対応策をまとめる。

- ① 情報を共有し、対応の方針を決定する。
- ② 被害者と加害者への指導及び家庭への支援方法などを明確にする。
- ③ 継続的な支援や関係機関との連携について協議する。

(4) 犯罪行為として取り扱ういじめについては、教育委員会及び警察との連携を図る。

- ① 教育委員会への速やかな報告と速やかな対処の実施を行う。
- ② 警察の情報共有体制の確立を行う。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日や一定期間連続して欠席している場合等）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- ① 速やかに教育委員会に重大事態が発生した旨を報告する。
- ② 教育委員会の指導と助言のもと、いじめ対策委員会を開催する。
- ③ いじめ対策委員会は、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携をとる。
- ④ いじめを受けた生徒と保護者に対して、いじめ対策委員会は事実関係やその他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ いじめ対策委員会は、被害生徒及び加害生徒等への対応について、教育委員会と協議しながら進めていく。

7 いじめ防止等のための年間計画について

別紙、「見附市立今町中学校 いじめ防止等のための年間計画」参照

8 取組の評価と学校基本方針の見直し及び修正について

(1) 学期ごとの学校評価会議において、生徒の姿や取組評価アンケート等を活用して評価を行う。

- 保護者への「取組評価アンケート」等を活用し、定期的に取り組の評価と見直しを行う。

(2) 学校基本方針の見直しと修正

- ① 「取組評価アンケート」等を見直しの資料とする。
- ② 各種の評価結果をもとに学校運営協議会において、見直しと修正について協議する。この協議結果を基に、いじめ対策委員会において、学校基本方針の見直しと修正を行う。